
学校臨床の新展開

— ②① 此処じゃない何処かへ I —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

助けてください

信号待ちをしていると、助手席側のドアが急にあいて、女性が乗ってこられました。物騒ですから、鍵はかけておかないといけませんね。「とにかく、まっすぐ行ってください」と、その女性は言いました。タクシーではないのですが、信号も変わりそうだったので、とりあえず少し走り出しました。女性と言っても年配の女性。おばあちゃんです。「追いかけています、早く行ってください」と言われます。確かに、ミラーには、ジ

ャージを着た若い男性が困った顔をして必死に追いかけてきています。どこかの施設から出て来られたのかな？と思い車を降りて、その男性と話しました。やはり男性は施設職員で、おばあちゃんは認知症の方のようでした。少し、おばあちゃんのお話を聞きながら、職員の方にバトンタッチしました。再びハンドルを握りながら、ふと、おばあちゃんはどこへ行きたかったのかなと思いました。夜の街を走っていると、やはりときどき、高齢の方が、手押し車を押しながら歩いておられることがあります。また施設などでも居室を抜けてふらふらと歩く方もお

られます。それは「徘徊」と言われますが、皆さん、どこへ行きたいのでしょうか。「此処じゃない何処かへ」中島みゆきの歌にそんな歌詞がありました。「此処じゃない何処かへ」。

夏休みのできごと

大変残念な話題を取り上げざるを得ませんが、ご承知のように、この夏休み大阪の中学1年生の男女が殺害されました。同世代の子を持つ親や学校関係者ばかりではなく、社会的にもこの事件に対する関心が高まっています。ネット上では、逮捕された容疑者だけではなく、被害者の親へのバッシングも相当に行われています。「夜中に子どもが家を出ていってもほったらかしにしている」、「どうしようもない親だからこのような事件が起きた」「親の責任だ」と。

私が児童養護施設などで子どもたちと関わって一番感じたことは、他者からどのように見られる親だとしても、子どもたちはその親のことを大切な存在だと思っているということです。ですから、ひどい殺され方をし、さらに自身の親の悪口まで言われたら彼らは辛いだろうと思います。

さて、夏休みも終わり、学校が始まっていますが、彼らの友人や学校関係者は心のケアはもちろんのこと、家庭、学校、地域、社会で子どもたちを取り巻く状況の変化と子どもへの向き合い方について考えていく契機です。

「家出」

さて、「家出」をするということは、その反対の自室に「ひきこもる」と同様に、何らかのメッセージ性のある行動です。被害者の親を批判する意味はまったくありませんが、実際的には何らかの理由で彼らにとって「家」が安心できる場として感じられなかったのかもしれませんが。中学1年生の彼らは、その安らぎを求めて彷徨っていたのでしょうか。「此処じゃない何処かへ」残念ながら、地域のなかにも彼らにとって安らげる場所はなかったようです。そして、あまりにも無防備な徘徊でした。

野生動物の親は生死をかけて子どもたちに自分たちのテリトリーや身の守り方、生き方を教えます。人間社会のコンビニエンスな世界では、夜の何が危険なのか親も子も感覚が鈍ります。また、親子がスマホなどで繋がっているという安心感もあるのかもしれません。実際、「家出」をしても、メールやSNSでは繋がっていたり、自身の状況をブログなどで発信し続ける子どもたちもいます。従来のもっとも連絡が取れないという状況ではなくなってきています。そのため、これまで非行傾向のあった子どもたちだけではなく、一見「フツーの子ども」も夜間に家を出たり、無断外泊するということが出てきているのではないかといわれます。

背景に

児童虐待がうかがわれる家出

家出の背景には、さまざまな理由があるかと思いますが、児童虐待が疑われる家出について、2013年に改訂された厚生労働省「児童虐待対応の手引き」では、児童相談所と警察との連携の在り方について以下のような記載があります。

「(略) 小・中学生で公園等に寝泊まりしたり、『家に帰りたくない』などと言いつつ頻りに家出を繰り返す子どもがいる。この年齢の子どもが家出する場合には、夜間に1人で放置されている、身体的虐待を受けている、家庭内でDVが起きているなど、子どもにとって不適切な家庭環境であることも考えられる。児童相談所は迷子や家出で警察から要保護児童の通告を受けた場合には、警察から状況を十分に聴き取り、一時保護した後に保護者が判明した場合でも、虐待の疑いを念頭に置いて調査する必要がある。」

「(略) 迷子や家出等の事例であって、通告を受けて調査した結果、直ちに一時保護等の必要がない場合においても、このような状況が継続する場合には、深刻な虐待に発展することも考えられる。こうした事例については、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を活用するなどして警察との情報共有を図り、警察が子どもを発見、保護した場合には通告してもらうよう、事前に警察に伝えておくことも必要である。」とある。

くり返しますが、今回の事件の背景に虐待があると言っているのではありません。あくまでも一般的な家出の背景についてのひとつの理由です。

さて、児童福祉法第25条では、「要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない旨を規定しています。家出や深夜はいかひをする子どもは、「要保護児童」です。保護されるべき児童なのです。国民全員に課せられた義務として。